

令和7年度 旭川市立北門中学校 部活動に係る方針

1 策定の趣旨等

本校は学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、「旭川市立北門中学校の部活動に係る方針」を毎年度策定することとしています。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮していくこととします。

また、教職員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとしていきます。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置します。

【運動部】

- | | |
|--------------|--------------|
| ①野球部 | ②サッカー部 |
| ③男子バスケットボール部 | ④女子バスケットボール部 |
| ⑤男子バレーボール部 | ⑥女子バレーボール部 |
| ⑦ソフトテニス部 | ⑧バドミントン部 |
| ⑨卓球部 | |

【文化部】

- | | |
|---------|------|
| ①吹奏楽部 | ②美術部 |
| ③家庭部 | ④科学部 |
| ⑤郷土史研究部 | |

(2) 部活動に係る相談・要望の窓口

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を次のように設置します。

【連絡先】

〒070-0824 旭川市錦町15丁目

TEL 0166-51-1431 FAX 0166-51-1432

E-mail hokumon@hokumon.jhs.asahikawa-hkd.ed.jp

担当 教頭 谷 口 義 高

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

各部活動の顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出します。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置します。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議)を定期的に設けます。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

4 適切な休養日の設定

(1) 休養日の設定

①学期中

- ・学期中の休養日については、週当たり2日以上の休養日を設けます。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）も、少なくとも1日を休養日とし、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とします。また、学校閉庁日は、その期間を休養日とします。
- ・休養日については、朝練習も中止とします。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。なお、地域行事等への参加も大会と同様の扱いとします。

②長期休業中

- ・学期中に準じた扱いとします。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。
- ・土日を含まない祝祭日の扱いは、その週の土日・祝祭日のいずれか1日以上を含む週2日以上の休養日を設けます。

③定期試験等への対応

- ・定期テストの3日前から終了までの期間は、休養日とします。また、朝練習も中止とします。
- ・学力テストの1日前から終了までの期間は、休養日とします。また、朝練習も中止とします。

(2) 活動時間の設定

【1日の活動時間】

- ・平日は、2時間程度とします。
- ・学校の休業日(学期中の週末を含む。)は、3時間程度とします。
- ・活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、活動は行わない。

5 指導上の配慮事項

- (1) 生徒の技能や記録の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ります。
- (2) 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。
- (3) 体罰及び不適切な行為等を厳に戒め、自校のコンプライアンス規定を遵守します。
- (4) 気象庁からの警報(高温注意、暴風雪、大雨、大雪、落雷等)のほか、学校安全に関わる情報があるときには、原則として活動を中止とします。